

「市内観光バス活用促進事業」を開始します
～イベントの主催者等が市内観光バスを利用する際の費用を支援～

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用が減少した市内観光バスの稼働率向上を図り、市内経済を活性化するため、市内バス事業者を活用した取り組みを支援する「市内観光バス活用促進事業」を開始しますので、お知らせします。

このたび、市内観光バスを利用するイベントの主催者等に対する「イベント等活用型」の補助制度を創設し、4月20日（水）から受付を開始しますので、併せてお知らせします。

1 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用が減少した市内観光バスの稼働率向上を図り、市内経済を活性化するため、市内バス事業者を活用した取り組みを支援します。

今回、市内観光バスを利用するイベントの主催者等に対する「イベント等活用型補助」を創設しました。

2 イベント等活用型補助制度の概要

市内観光バスの利用を促進するため、音楽、スポーツなどのイベントを主催する者、企業・団体及び学校等（以下「イベント等主催者」という。）や、旅行業登録事業者に対して、市内観光バスを利用する場合に補助を行います。

（1）補助内容

市内観光バスを利用した場合のバス借上げ料（税抜）の50%を補助します。

（上限額1日1台当たり75,000円、催行されるイベント・旅行ごとの1日当たりの上限額375,000円かつ5日分まで）

（2）利用条件

ア バス

市内観光バス事業者が所有する観光バスを利用すること

イ 目的地

（ア）市外のみの場合：乗車場所又は降車場所が市内であること

（イ）市内を含む場合：乗車場所・降車場所の条件なし

（3）補助対象

市内観光バスを利用し、令和4年4月20日（水）～令和5年3月15日（水）までに行う次のいずれかに該当するもの

ア イベントの主催者が行う参加者の送迎

イ 企業や団体が行う親睦旅行、研修旅行

ウ 幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校・専門学校・大学などの教育機関が行う校外学習・修学旅行

エ 旅行業登録事業者が催行する募集型企画旅行

(4) 補助対象外となるもの

観光面から需要の回復・経済活性化を図るものであるため、観光を目的としていない利用や市内観光バスの借り上げ料に対して他の補助金を受けている場合は対象外となります。

【利用対象外となる例】

- ア 商業施設・企業のお客様や従業員送迎
- イ 学校の生徒の送迎
- ウ 市内観光バスの借り上げ料に対して他の補助金を受けている場合

(5) 申請受付期間

令和4年4月20日(水)～令和5年2月15日(水)

(6) 申請方法

郵送で申請してください。申請書類は、市ホームページをご確認ください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/r4kankobuskatsuyou.html>

(7) 申請・問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター10階

千葉市役所経済農政局経済部観光プロモーション課

【電話】043-245-5066(平日9:00～17:00 土日・祝日は休み)

(8) バス事業者の皆様へ

利用可能なバス事業者の周知、補助金決定及び支払いの手続きを円滑かつ効率的に行うため、事前の登録にご協力いただきますようお願いいたします。(随時登録)

登録に係る条件や申込みの方法等については、市ホームページをご確認ください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/r4kankobuskatsuyou.html>

3 その他

今回は「イベント等活用型」の補助制度を開始しますが、より一層の市内観光バスの促進を図るため、「周遊プラン活用型」の補助制度の創設を予定しています。

<参考>市内観光バスの定義

本事業においては、「市内に営業所を有するバス事業者が所有又は使用する、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の一般貸切旅客自動車運送事業への流用も可とする。ただし、道路運送法第15条に規定する事業計画の変更届出を行うこと。)」と定義します。